

令和 7 年度デザイン経営を活用した地域への観光客の誘致拡大に向けた 支援事業への参加団体 公募要領

令和 7 年 6 月 17 日

九州経済産業局 流通・サービス産業課 文化創造産業室

1. 本事業について

(1) 目的

九州への外国人入国者数^{※1}は、2024年2月から9ヶ月連続で単月の過去最高を更新するなど、円安等を背景にインバウンド市場は活況を呈している。また、国土交通省が公表した「観光の現状について」^{※2}によれば、我が国における2024年4月-6月期の訪日外国人消費額は、約2.1兆円と四半期としては過去最高となっている。

こうした中、知名度の高い観光地や都市部が賑わいを見せる一方で、地方では魅力的な地域資源を有しているにも関わらず、ブランディングの不足により十分に観光客を取り込めていない観光地も存在する。

九州経済産業局では、2018年の「デザイン経営」^{※3}宣言以降、デザイン経営を活用した企業支援等に取り組んできた。「デザイン経営」とは、デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法であり、多種多様な業種・業界において実践され成果をあげている。

本事業では「デザイン経営」の手法を用いたワークショップを通じて、これまで気づいていなかった・見ていなかった地域資源・価値の活用方法等を検討するとともに、近年観光客の誘客に欠かすことができないSNSブランディングやSNSプロモーションの要素を取り込むことで、地方への観光客の誘致を拡大するための観光戦略の策定を支援する。

※1 九州への外国人入国者数の推移について

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000336882.pdf>

※2 国土交通省「観光の現状について」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/dai24/siryou1.pdf>

※3 デザイン経営とは（特許庁はデザイン経営を推進しています）

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei.html（特許庁ホームページ）

(2) 対象

- 当局管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）の観光地等において、ブランディングやにぎわいづくり等に取り組んでいる団体（例：観光協会、旅館・ホテル組合、商店街振興組合、まちづくり会社、DMO、伝統的工芸品産地組合、自治体、商工団体等）。
- （5）で記載する期間中に、事前ヒアリング1回、ワークショップ4回、成果報告会1回の全てに参加し、本事業の支援内容及び資料・動画の公開等に了承できること。

- ワークショップ会場の提供ができ、かつワークショップに地域の関係者の参加を確保できること。
- ※なお、観光地には、工場見学や体験等のファクトリーツアー・オープンファクトリーをはじめとした産業観光地を含み、地域資源には、歴史、産業遺産、伝統的工芸品、アニメや映画等のコンテンツ産業を含む。

(3) 支援内容

- 地域観光の消費拡大に向けて、地域資源の棚卸や地域のブランディングを支援します。支援にあたっては、多種多様な業種・業界において実践されているデザイン経営の基本を学び、デザイン経営等の視点を活用します。
- ワークショップでは、各回2名程度の専門家による情報提供やファシリテーションを行います。
※商品開発や広報活動への支援ではなく、上記ワークショップ開催への支援です。
＜専門家のイメージ＞
 - ① デザイン経営の普及・啓発・導入支援で豊富な実績と経験を持つ専門家
 - ② 地域観光や商店街・産地等の活性化について豊富な経験と実績を持つ専門家
 ※支援先団体で専門家を選定することはできません。

＜支援テーマ例＞

- ・他地域の先進事例の紹介
- ・デザイン経営の基本学習、デザイン経営導入事例の紹介
- ・地域ブランドの整理・創出・魅力発信
- ・インバウンドを意識した地域ブランド構築
- ・地域の特徴を活かした新製品開発
- ・自立・継続した取組につなげる仕組みづくり
- ・SNSブランディング及びSNSプロモーションの基本学習 等
- ※地域の実情に応じ支援先団体と協議の上決定します。

(4) 支援の実施形態

- 事前ヒアリング
ワークショップの効果を最大限に高めるためのヒアリングを、対面またはオンラインで1回行います。
対面で行う場合、会場は支援先団体にてご準備をお願いします。
- ワークショップ
専門家によるワークショップを、4回行います。会場は支援先団体にてご準備をお願いします。原則、専門家（2名程度）・当局（2名程度）・事務局（2名程度）が同席予定です。
- 成果報告会
4回のワークショップを踏まえ、2つの支援先団体による成果報告会を、オンラインで1回行います。他地域の観光資源の棚卸やブランディングについて学び、相乗効果を生み出す機会となるよう、報告・発表等へのご協力をお願いします。
※1回目のワークショップに関してはオンライン又は対面となります。

2回目以降のワークショップに関しては対面となります。

(5) 支援期間

- 令和7年8月～令和8年2月を予定（ワークショップは各回4時間程度を予定）

<スケジュール案> ※スケジュールは変更となる場合がありますので予めご了承ください。

日時	支援内容	概要
令和7年 8月頃	事前ヒアリング	ワークショップに向けた事前ヒアリング
9月頃	ワークショップ1回目	デザイン経営の基本を学ぶ、地域資源の棚卸し
10月頃	ワークショップ2回目	観光客誘致におけるSNS活用の手法について、ありたい姿を実現する具体的な取組検討
11月頃	ワークショップ3回目	2回のワークショップを踏まえた観光戦略の策定
12月頃	ワークショップ4回目	成果報告会に向けた最終調整
令和8年 2月頃	成果報告会	2つの支援先団体合同で実施（オンライン）

(6) 費用

- 支援を受けるにあたって、費用負担はありません。

(7) 当局ウェブサイトにおける事例紹介

- 本事業の支援内容及び資料・動画を当局ウェブサイトにて公表することがあります。
- 公表内容の事前確認及び公表への了承をお願いします。

2. 募集について

(1) 募集概要

対象	観光地等においてブランディングやにぎわいづくり等に取り組んでいる団体（例：観光協会、旅館・ホテル組合、商店街振興組合、まちづくり会社、DMO、伝統的工芸品産地組合、自治体、商工団体等）
募集期間	令和7年6月17日（火）～令和7年7月31日（木）
採択方式	当局での審査を経て、採択先を決定
採択予定件数	2団体を予定 ※先着順ではありません

(2) 応募要件

- 「1.（2）対象」に記載した団体・自治体であること。
- 支援を受けるにあたり、主体的に関わること。
- 本事業終了後に、アンケート調査やヒアリング調査への協力が可能であること。
- 応募用紙に記載された内容等について、事務局からの問い合わせに対応できること。

- 事業期間内に実施する支援を全て受けること。
- 専門家から必要に応じて依頼する宿題等に対応できること。
- 支援を受けるにあたって、必要となる会場等を準備できること。
- 成果報告会への参加・発表等の対応を行うこと、発表資料・動画の公開を行うことに了承できること。
- その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。
- 本事業に関わる支援関係者が次のいずれにも該当しない者であること。
 - * 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - * 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - * 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - * 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、以下の書類を「③提出方法」に記載の宛先まで電子メールにてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問合せや相談をさせていただく場合があります。

①提出書類

応募用紙

③ 提出期限

令和 7 年 6 月 1 7 日(火)～令和 7 年 7 月 3 1 日(木)

※上記期間以外には、受付できませんのでご了承ください。

③提出方法

メールでの応募をお願いします。件名に、「(応募) 令和 7 年度デザイン経営を活用した地域への観光客の誘致拡大に向けた支援事業」と記載してください。

提出先：九州経済産業局 流通・サービス産業課 文化創造産業室

E-mail: bzl-kyusyu-service@meti.go.jp

(4) 審査方法・審査基準

審査は原則として応募書類に基づき、下記の観点から当局内審査委員会にて行います。

①実施体制

- ・ 支援先団体（＝申請者）において、本事業の遂行に必要な人員の確保及び役割分担がなされているか。
- ・ 他機関（自治体、商工団体等）と連携しているか。
- ・ ワークショップ参加者を一定数集められる見込みがあるか。

②課題解決の必要性和状況

- ・ 地域の現状分析、課題分析、将来目指す姿が具体的であるか。
- ・ 課題解決に向けた熱意があり、本事業への積極的な姿勢が見られるか。

3. 結果の通知について

- 採択・不採択に関わらず結果を通知します。採択・不採択に関わらず、理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。
- 採択されなかった場合についての応募書類につきましては、当局にて書類を廃棄します。

4. 個人情報保護

お預かりした個人情報は、「令和7年度デザイン経営を活用した地域への観光客の誘致拡大に向けた支援事業」及びこれに付随する業務を行う上で必要な範囲においてのみ使用します。また選考書類使用後は当局にて書類を破棄します。採択された方については、本事業に係る業務終了時に書類を適切に破棄します。

5. 問合せ先

九州経済産業局 流通・サービス産業課 文化創造産業室 担当：久具、西原
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
TEL: 092-482-5511 E-mail: bzl-kyusyu-service@meti.go.jp